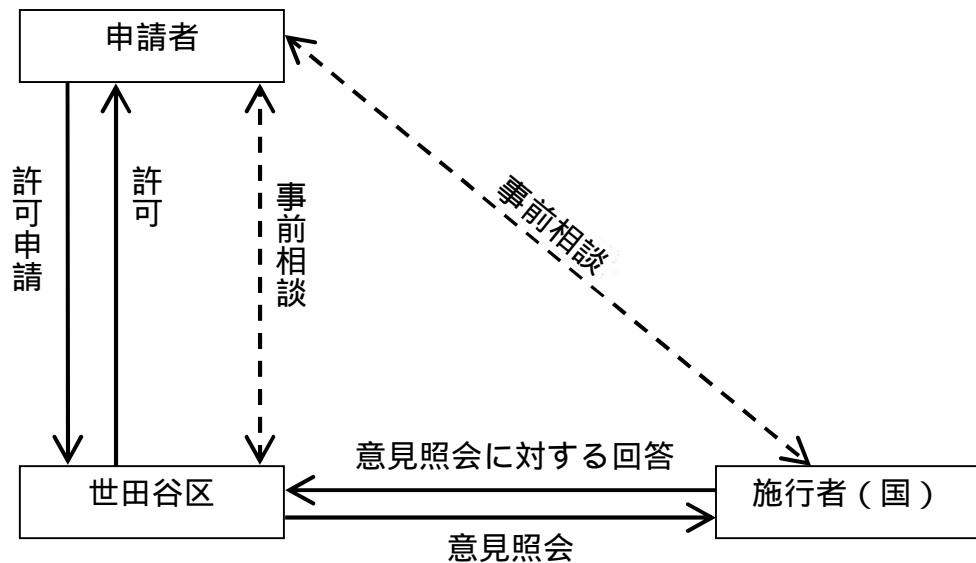


外郭環状線(外環)の都市計画法第 65 条許可申請について

都市計画道路 都市高速道路外郭環状線(外環)の事業区域内で、土地の形質の変更、建築物の建築、その他工作物の建設を行なう場合は許可申請が必要となります。区に許可申請をされる前に、事業の施行者である国(東京外かく環状国道事務所)に事業の区域等をご相談下さい。

【都市計画法第 65 条の手続きフロー図】



【申請先】

世田谷区 砧総合支所 街づくり課 TEL:03-3482-1398

【事業区域の確認、建築等の事前相談先】

国土交通省 関東地方整備局 東京外かく環状国道事務所 TEL:0120-34-1491

(受付時間 9:15 ~ 18:00)

【都市計画法第 65 条第 1 項の許可申請に必要な書類】 提出部数3部(正1部 副2部)

- ・ 許可申請書
- ・ 委任状(申請手続きを依頼する場合)
- ・ 建築概要書
- ・ 案内図
- ・ 面積表(敷地求積図および求積表)
- ・ 建築面積表・延床面積表
- ・ 配置図
- ・ 平面図
- ・ 立面図
- ・ 断面図
- ・ その他(土地の形質の変更、工作物設置の内容のわかるもの)

建築確認申請に添付するものと同じもの
(A4 またはA4 に折り込んだもの)